

4月から国民健康保険（国保）の財政運営が、
都道府県単位になる国保広域化がスタートしました！



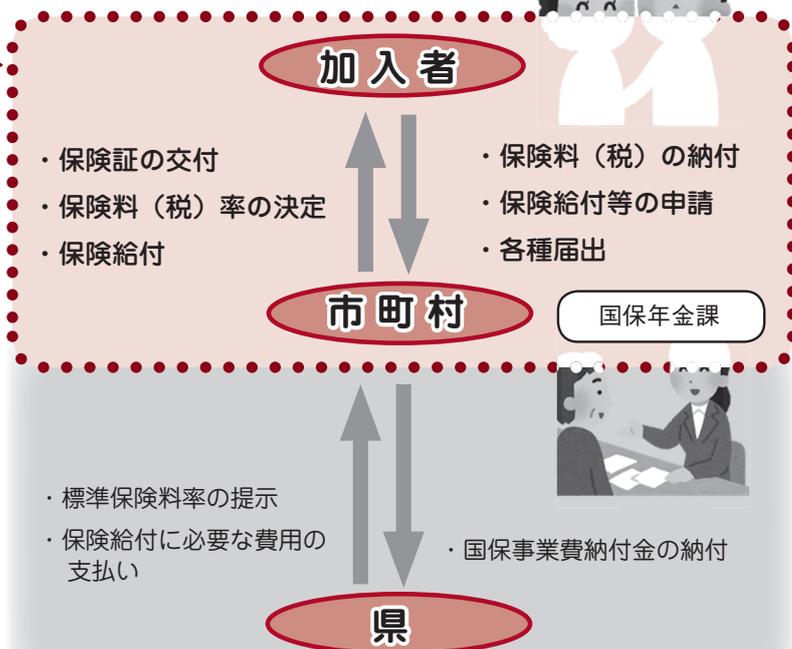
国民健康保険税率・税額の改定が行なわれます。

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように加入者のみなさんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

平成30年4月から国保は県と市町村が共同で運営しています。

そのしくみについては、県が財政運営の主体となり医療の給付などを負担すると共に、各市町村ごとの「標準保険料率」を示します。市では「標準保険料率」を参考にして新たな保険税率を定め、加入者から保険税をいただいで、都道府県に納付金を支払うようになります。市は、これまでどおり保険税の賦課・徴収や保険証の発行などの事務を行います。

窓口は今ままで変わりません



○標準保険料率を参考にして保険税率を改定

行橋市国民健康保険では、平成18年度から実質的な保険税率の改定を行なっておりませんでした。その間、国保加入者のみなさまにもご協力をいただきながら、税率等を据え置いて運営を行っていましたが、最近の数年間は一人当たり医療費の増加に保険税収が見合っていない状況でした。

今年度から、標準保険料率を参考にして新たに保険税率を改定し、年度内の会計収支についての健全化を図りたいと考えています。内容によっては更なるご負担をお掛けすることがありますが、行橋市国民健康保険の安定した医療給付及び健全な事業の運営のためご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年度保険税

【単位：円】

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.00%	25.00%	16,000	27,000
後期高齢者支援金分	4.00%	なし	9,000	なし
介護納付金分	2.00%	なし	9,000	なし

標準保険料率（平成30年度）

【単位：円】

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.65%	なし	26,851	29,400
後期高齢者支援金分	2.31%	なし	8,081	8,849
介護納付金分	1.86%	なし	8,422	6,182

★平成30年度保険税

【単位：円】

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.65%	なし	24,000	27,000
後期高齢者支援金分	2.31%	なし	8,000	8,800
介護納付金分	1.86%	なし	8,400	6,100

- ・所得割…前年の所得に応じて計算
- ・資産割…本年度の固定資産税額に応じて計算
- ・均等割…世帯内国保加入者数に応じて課税
- ・平均割…世帯割。一世帯あたりに課税

○資産割の廃止と平等割の追加

福岡県が市町村に示す「標準保険料率」ではすべて資産割を採用しておらず、所得割のほかにも国保の世帯加入者数に応じて課税される均等割と1世帯あたりに課税される平等割を加えた金額で計算しています。このため、行橋市の国保税率も「標準保険料率」を参考に医療分の資産割は本年から廃止し、後期高齢者支援金分と介護納付金分については世帯あたりの平等割を加えることとなりました。

医療分の保険税が標準保険料率のものとは大きく異なっているのは、所得割の税率の合計（医療・後期高齢者支援分・介護納付金分）を29年度と30年度でほぼ同一水準にして、できるだけ大幅な負担増の変更にならないようにするためです。

問合せ：国保年金課 管理係 TEL 25-9722

